2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市黒川字大北二九七四の二・二九七五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二九七一の一、三〇六一の一、三〇六一の二、三〇六二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字横根一一〇〇の二(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県美祢市東厚保町山中字狐石六一一の二(国有林)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町南保字大林北六の四、字大林南一八の二、字湯上谷四五三九、四五四〇の二、字的場四五三二から四五三四まで、四五三六の二、四五三七、字杉山六の二、六の三、七の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　鉄道用地とするため

○農林水産省告示第百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
鹿沼市(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、日光市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
日光市(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県日光市(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
日光市(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)